最終更新日：2019年4月26日
藤倉化成株式会社
取締役社長　加藤　大輔
問合せ先：管理本部　総務部
証券コード：4620
http://www.fkkasei.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「ともに挑み ともに繋ぐ　常にお客様目線で上質な価値を創出する」を経営理念とし、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが、コーポレート・ガバナンスにとって重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
当社の株主構成を踏まえ、海外投資家を対象に招集通知（狭義の招集通知及び株主参考書類）の英文開示を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて行っております。議決権行使プラットフォームの利用につきましては、議決権行使状況などを考慮しながら検討を行ってまいります。

【補充原則3-2-1(i)】
外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後必要に応じ監査役会にて協議・決定する予定です。

【補充原則4-1-3】
後継者の選定にあたりましては、豊富な経験・高い見識等を有し経営戦略策定やリーダーシップ等の後継者に求められる資質・要件を兼ね備えていることを基準とし、取締役の相互評価及び独立社外取締役の客観的な意見や助言を踏まえ、決定することとしております。
現時点におきましては、取締役会が主体的に作成いたしました最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者の計画等はございませんが、今後、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう検討してまいります。

【補充原則4-2-1】
経営陣の報酬につきましては、会社の業績や経営内容、経済情勢、同業種同規模の他社企業の状況等を総合的に考慮し、株主総会で決議された報酬の枠内で取締役会決議を経た後、代表取締役社長がインセンティブとなるように個別の報酬額を決定しております。
今後は、より客観性・透明性のある報酬設計を検討してまいります。

【補充原則4-3-2】
ＣＥＯの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であり、下記【原則3-1】(ⅳ)に記載のとおり公正・厳格な審査を経て取締役会にて決定しております。取締役会においては、独立した複数の社外取締役が出席・審議をしており、客観性・適時性・透明性のある手続きを経て選解任しております。
今後は、より客観性・適時性・透明性のある仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-3-3】
会社の業績等が著しく低下するなど、ＣＥＯがその機能を十分発揮していないと認められるときは、独立した複数の社外取締役が出席する取締役会において審議を行い、客観性・適時性・透明性のある手続きを経て、ＣＥＯを解任する場合があります。
今後は、より客観性・適時性・透明性のある仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-10-1】
当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。
当社の独立社外取締役は、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を頂いており、取締役会の機能の独立性と客観性を保持しており、十分その機能を発揮しております。
今後は、重要な決定事項に関し、より一層の関与・助言を得るための仕組みを必要に応じ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
(1) 上場株式の政策保有に関する方針
当社は、取引関係の強化等を目的に、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案した上で、政策保有株式として上場株式を保有することがあります。保有する株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、事業環境の変化などを踏まえ、毎年見直しを行っており、その結果、継続して保有する必要がないと判断した株式については、株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。
(2) 政策保有株式の議決権行使の方針
当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上および当社の株主価値増大に資するかどうかを総合的に勘案し、議案ごとに賛否の判断を行い議決権行使を行います。

【原則1-7】
当社では、取締役が行う競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしているほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

役員に対しては、関連当事者に関する確認書の提出を求めており、自身及び近親者等の関連当事者との取引について、取引の有無を把握しております。
なお、主要株主との取引については、定期的及び必要に応じて取締役会が報告を受け、株主共同の利益等を害することのないよう監視を行うこととしております。

【原則2-6】
当社は、企業型確定拠出年金制度へ移行しており、企業年金基金制度はございません。

【原則3-1】
(i)経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページもしくは決算説明会資料にて開示しています。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役の報酬等については、決定に関する方針を定めておりませんが、会社の業績や経営内容、経済情勢、同業種同規模の他社企業の状況等を総合的に考慮し、株主総会で決議された報酬の枠内で取締役会決議を経た後、代表取締役社長がインセンティブとなるように個別の報酬額を決定しております。

(iv)当社においては、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、業務執行を担当する取締役については、経験と実績を考慮し、当社の持続的な成長に貢献できる人材を候補としております。また、社外取締役については、当社のコーポレート・ガバンナンスを強化するべく、「社外役員の独立性についての考え方」の基準をすべて充たすことに加え、高度な専門的知識を有する人材や、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある人材を候補としております。
　監査役については、中立的および客観的な視点から監査を行うことができる人材を候補とし、社外監査役については、前述の基準に加え、企業会計などの専門的知識を有している人材を候補としております。
　なお、候補者につきましては上記の方針を踏まえ、代表取締役社長が提案（監査役候補者については監査役会の同意を得て提案）し、株主総会付議議案として独立した複数の社外取締役が出席する取締役会で決議しております。
　また、取締役の解任にあたっては、会社の業績の適切な評価結果または上記条件のいずれかを欠くと評価される事態が生じたときには、取締役会による調査及び協議のうえ解任を株主総会にて提案し、株主総会の決議により決定します。

【補充原則4-1-1】
当社では、取締役会規程において、取締役会で審議・決定する事項を定め、法令・定款・取締役会規程に則って取締役会を運営しております。それ以外の重要な経営事項につきましては、常勤取締役及び常勤監査役で構成する常務会で審議・決定しております。

【原則4-9】
当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督とチェック機能を期待して独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役の選任に関する方針は、当社の推進する事業分野を支え、多様かつ豊富な経験や幅広い視点、高度な専門知識を有する人材であり、当社の事業戦略を立案できる人材を登用することが望ましいと考えております。
なお、取締役の選任に関する方針・手続きは、上記【原則3-1】(iv)に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-3】
当社は、毎月1回開催しております定例の取締役会にて、重要事項の決定を行い、社外取締役及び社外監査役が意見を述べるなど、議論を行い、取締役会の実効性が高まるよう努めております。
当社は、平成30年4月に第107期（平成29年4月から平成30年3月）における取締役会の実効性に関して、取締役・監査役全員に対して、外部機関によるアンケートを実施し、その分析結果を取締役会で報告した上で、取締役会の実効性に関する評価と今後の対応を検討いたしました。なお、結果の分析及び評価にあたっては、外部機関を活用することによって、透明性と実効性の確保に努めております。

【補充原則4-14-2】
新任取締役及び新任監査役に対しては、外部研修を受講することとし、取締役は年に1回ないし2回の割合で役員合宿をそれぞれ実施するプログラムを設けております。
また、必要に応じ役員を対象とした研修会を開催するプログラムを設けております。

【原則5-1】
当社は、株主との建設的な対話を積極的に促進するため以下の方針を定めております。
(i)株主との対話の統括責任者を、常務取締役管理本部長が担当しております。
(ii)社内のIR担当窓口を、総務部長が兼務しております。
(iii)決算説明会(アナリスト向け)を、年2回(決算期、第2四半期決算期）開催いたしております。
(iv)IR活動等によって把握された情報については、必要に応じて取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っております。
(v)内部情報管理規程を定め、グループ会社に対して定期的な教育を行うなど、インサイダー情報管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社フジクラ	6,576,200	20.66
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,699,300	8.48

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,204,900	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,039,600	3.27
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	990,400	3.11
藤倉ゴム工業株式会社	606,500	1.91
極東貿易株式会社	584,000	1.83
株式会社みずほ銀行	550,000	1.73
GOVERNMENT OF NORWAY	548,777	1.72
藤倉航装株式会社	520,970	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は株式会社フジクラの持分法適用関連会社（その他の関係会社）です。同社は東京証券取引所市場第一部に上場しており、2019年3月31日時点において、当社株式を6,576,200株（議決権所有比率の20.66%）所有しております。同社との人的な関係については特別顧問1名が当社の社外取締役に就任しております。同社と当社の間では当社製品の一般的商取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は1%以下です。
なお、当社の事業は親会社等からの制約はなく、独自に事業活動を行っており一定の独立性が確保されていると考えております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中　治	弁護士											
宮城　秋男	他の会社の出身者							△	△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　治	○	―――	田中　治氏は、第一東京弁護士会に所属する弁護士であり、法律に関する専門的な知見を有しております。その専門的見地から客観的及び中立的に、当社の経営全般への助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから社外取締役・独立役員として相当であると判断しております。 なお、同氏は、阿部・田中法律事務所に所属しており、当社は阿部・田中法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬は年間500万円未満と金額的に少額であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立役員として適当と判断しております。

宮城　秋男	○	社外取締役の宮城　秋男氏は、2016年3月まで当社の主要株主である株式会社フジクラの取締役常務執行役員を務めており、現在は同社の特別顧問に就任しております。なお、当社は株式会社フジクラとの間に製品販売等の取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は1%以下です。	宮城　秋男氏は、株式会社フジクラにおいて特別顧問を務めており、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社の経営全般について、経営者の見地から提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから社外取締役・独立役員として相当であると判断しております。 なお、同氏は2016年3月まで当社の主要株主である株式会社フジクラの取締役常務執行役員でしたが、同氏個人と当社との間で特別な利害関係はありません。また、同社は当社との間に当社製品の一般的商取引がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は1%以下であり、当社の経営に重大な影響を与えるものではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立役員として適当と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人と定期的に会合を持ち、監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況について情報を共有しております。さらに監査役は、会計監査人と相互に連携し、監査の実効性の向上を図っております。
当社は内部監査部門として監査室を設置しており、監査役と監査室は互いの監査状況について適宜情報を交換しているほか、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中　光好	他の会社の出身者										△	△		
渡邊　孝	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中　光好	○	社外監査役の中　光好氏は、2016年3月まで藤倉ゴム工業株式会社（現社名：藤倉コンポジット株式会社）の代表取締役社長を務めており、現在は藤倉コンポジット株式会社の取締役相談役に就任しております。なお、当社は、藤倉コンポジット株式会社との間に、製品販売等の取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は1％以下です。また、当社と同社の間には社外監査役の相互就任の関係にあります。	中　光好氏は、藤倉コンポジット株式会社において取締役相談役を務めており、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社の経営全般について提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから、社外監査役・独立役員として相当であると判断しております。なお、同氏は2016年3月まで藤倉ゴム工業株式会社（現社名：藤倉コンポジット株式会社）の代表取締役社長でしたが、同氏個人と当社との間で特別な利害関係はありません。また、藤倉コンポジット株式会社は当社との間に当社製品の一般的商取引がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は1％以下であり、当社の経営に重大な影響を与えるものではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立役員として適当と判断しております。
渡邊　孝	○	―――	渡邊　孝氏は、公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的見地から客観的及び中立的に、取締役会・監査役会において当社の財務及び会計への助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから社外監査役・独立役員として相当であると判断しております。このようなことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立役員として適当と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは過去に検討いたしましたが、役員・従業員の規模が小さいため、政策として採用いたしませんでした。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役、全監査役、社外役員に分けて開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、取締役会で一定の基準に基づいて審議され、株主総会で決定された範囲で決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会開催の際には、あらかじめ検討が必要と思われる重要案件については、資料を事前に配布しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長谷川　嘉昭	相談役	・社会貢献活動等 ・経営課題等に関するアドバイザリー	[勤務形態] 非常勤 [報酬] 有	2005/6/29	1年更新
鷲野　襄治	相談役	・経営課題等に関するアドバイザリー	[勤務形態] 非常勤 [報酬] 有	2013/4/1	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名

その他の事項

・当社は取締役会の決議により、相談役を選任しております。
・長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項について必要に応じ当社より助言を求めることがあります。
　但し、経営のいかなる意思決定にも関与はしておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会を設置しております。9名の取締役（うち2名の社外取締役）と1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されております。

・主な機能について
(1)取締役会は7名の取締役と2名の社外取締役で構成されております。意思決定機関である取締役会及び常務会は、会社全体の経営課題について討議、審議、決定しております。また、取締役及び各部門長で構成される事業幹部会議が毎月定期的に開催され、事業運営の効果的な展開を推進しております。

(2)当社は会社法に基づき、監査役によって構成される監査役会を設置しております。監査役会は、3名で構成されております。監査役3名のうち2名が、社外監査役です。

(3)当社は経営に関する重要事項については、顧問弁護士によるアドバイスを受ける体制をとっております。

(4)取締役の報酬は、取締役会で一定の基準に基づいて審議され、株主総会で決定された範囲で決定されております。

(5)監査役の報酬は、監査役会で一定の基準に基づいて審議され、株主総会で決定された範囲で決定されております。

・監査役の機能強化に向けた取組状況について
各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は常務会にも出席しており、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと、業務・会計の両面から経営の監査を行うことを目的として、監査計画に基づき定期的な監査を各業務部門及び管理部にて実施しており、その結果、監査役会で検討を行った後、取締役会をはじめ本社管理本部に情報提供され、経営改善につなげております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が選任している社外取締役1名および社外監査役1名は、経営に対する知見と経験を有しており、他の社外取締役1名は弁護士の資格を、社外監査役1名は公認会計士の資格をそれぞれ有しております。それぞれ客観的および専門的な立場から、経営全般への助言・提言をいただくことによって、経営の監視・監督機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年６月28日開催の定時株主総会の招集通知は、同年６月４日付で東京証券取引所に開示、同年６月５日付で発送しております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成30年６月28日開催の定時株主総会の招集通知は、要約したものの英訳を行っており、同年６月４日付で東京証券取引所に開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年２回、決算説明会・第２四半期決算説明会を開催しています。その他、随時投資家の要請に応じて行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、決算短信、決算補足説明資料、有価証券報告書、Business Report（事業報告書）、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針、中期経営計画などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14001，OHSAS18001を全社一括（メディカル材料部を除く）取得しており、年１回安全・環境報告書を作成し、公表しております。また、社会福祉法人『藤倉学園』等に対して定期的に寄付を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる当社グループ（以下当社と当社の子会社を「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1)当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役・使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設け、グループ全社とのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
当社監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
これら活動は定期的に当社取締役会及び監査役会に報告される。

(2)当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。
情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規程を定めて対応する。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、環境・安全リスクについては環境安全部が取得している環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムに基づいて運営を行う。品質管理リスクについては品質保証部が取得している品質マネジメントシステムに基づいて運営を行う。経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部が計数的管理を行う。
当社グループは、平時においてはリスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、有事においては当社取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会を、原則として毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役が出席する常務会を毎月1回、必要に応じ随時開催し、業務執行に関する基本的事項に係る意思決定を機動的に行う。
社長以下取締役及び経営幹部をメンバーとする事業幹部会議を月1回開催し、各年度の予算の進捗状況及び対処すべき課題につき検討を行う。
当社グループの業務の運営については将来の事業環境を検討し、3年をサイクルとする中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全社的目標を設定している。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに総務部がグループ全体のコンプライアンスを統括する体制とする。
また、グループ共通の「藤倉化成グループ　コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。
子会社は社内規程に基づき、事業の執行状況、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告をする。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人及びその取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人の配置を求めたときは、必要な使用人を配置し、その使用人は、取締役の指揮・命令を受けない使用人とする。
監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(7)当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに当社監査役に報告する。
当社グループは、「ホットライン規程」を定め、グループ内部通報制度を整備する。当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的にかつ必要な場合は直ちに当社監査役に報告する。「ホットライン規程」において通報者は、当該通報をしたこと自体による解雇その他不利益な取扱いを受けないことを規程する。
当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合は、すみやかに報告する。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役の職務の執行に通常要する費用については、予算を設けてこれを支弁する。
監査役がその職務の執行について、当社に対し予算を超える費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
常勤監査役は、当社の取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため常務会などの重要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることとする。
監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図る。

(10)反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携して対応する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断を「藤倉化成グループの行動基準」に規定し、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、総務部を対応統括部署として、警察等関連機関、弁護士とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

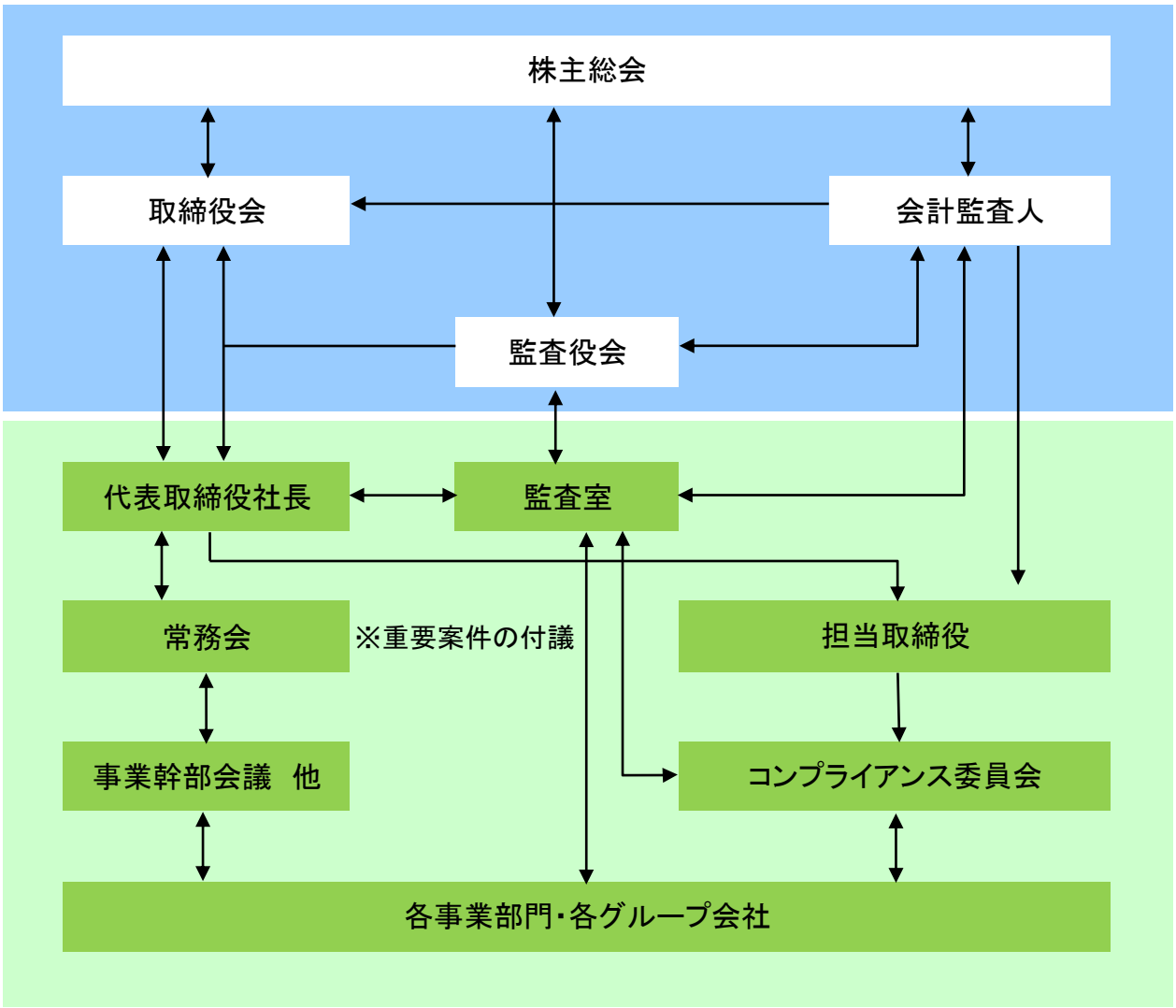
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
＜適時開示体制の概要＞
当社は、適時開示規則のみならず、東京証券取引所の諸規則および金融商品取引法の関係法令に則り、以下の体制で適時かつ適切な情報をすべての投資家に平等に開示するように努めております。
1. 情報開示担当者
当社は次のメンバーを情報開示の担当者として定め、これら情報開示担当者が情報の開示にあたることとしております。
・常務取締役管理本部長
・総務部長
・経理部長

2. 開示
取締役会等意思決定機関で決定された事実や決算に係る情報は、情報開示担当者のうち社内情報管理を分掌する常務取締役管理本部長が、適時開示規則に従って開示を行うこととしております。
情報の開示については、常務取締役管理本部長の指示に基づき、経理部または総務部が作成した開示資料を、東京証券取引所の適時情報開示システム（TDnet）で提出し、常務取締役管理本部長が東京証券取引所へ説明した後、開示しております。
また、取引所への開示後速やかに当社のホームページに開示内容を掲載するなど、投資家等が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保に努めております。

3. 問い合わせ窓口の特定
当社は、一般社員が投資家から質問等を受けた場合には、情報開示担当者に連絡して、情報開示担当者が対応することとしております。

【参考資料：模式図】


株主総会
取締役会
会計監査人
監査役会
代表取締役社長
監査室
常務会
※重要案件の付議
担当取締役
事業幹部会議　他
コンプライアンス委員会
各事業部門・各グループ会社